議案第４１１号

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置

名　称	位　置	地　番	地　目	敷地面積（㎡）	摘要 主要用途（処理能力）
（株）リサイクルマツモト	湊１丁目	45 番５外９筆	宅地	7,585.57 ㎡	木くず又はがれき類の破砕施設 ・木くずの破砕　80.8t/日　（今回設置） ・がれき類の破砕　560t/日　（既設）

理　由

（株）リサイクルマツモトは平成７年に設立後、平成８年に本敷地にてがれき類の破砕施設等を設置し、産業廃棄物処理業を行ってきている。

今回の計画は、本敷地内において施設の上屋を増築し、既設のがれき類の破砕施設（処理能力560t/日）に加えて、新たに木くずの破砕施設（処理能力80.8t/日）を設置するものである。

当施設は、市街化区域に位置し、以下の都市計画審議会付議基準の要件を満たすことから、建築基準法第51条ただし書きの規定による建築物の位置について、都市計画上支障がないものと判断する。

①工業専用地域に位置し、住居系用途地域、学校、保育所及び病院から100m以上離れている。

②搬入口、搬出口に接する道路の幅員が８m以上であり、搬入・搬出する際に通行する道路の沿道の生活環境に著しい影響や当該道路の交通に影響を与えるものではない。

③敷地内の緑化に努めている。

④隣接する土地及び建物の所有者へ個別説明を行い、理解が得られている。

⑤公害防止対策が図られており、他法令・条例等の許認可が得られる計画である。

議案第４１１号

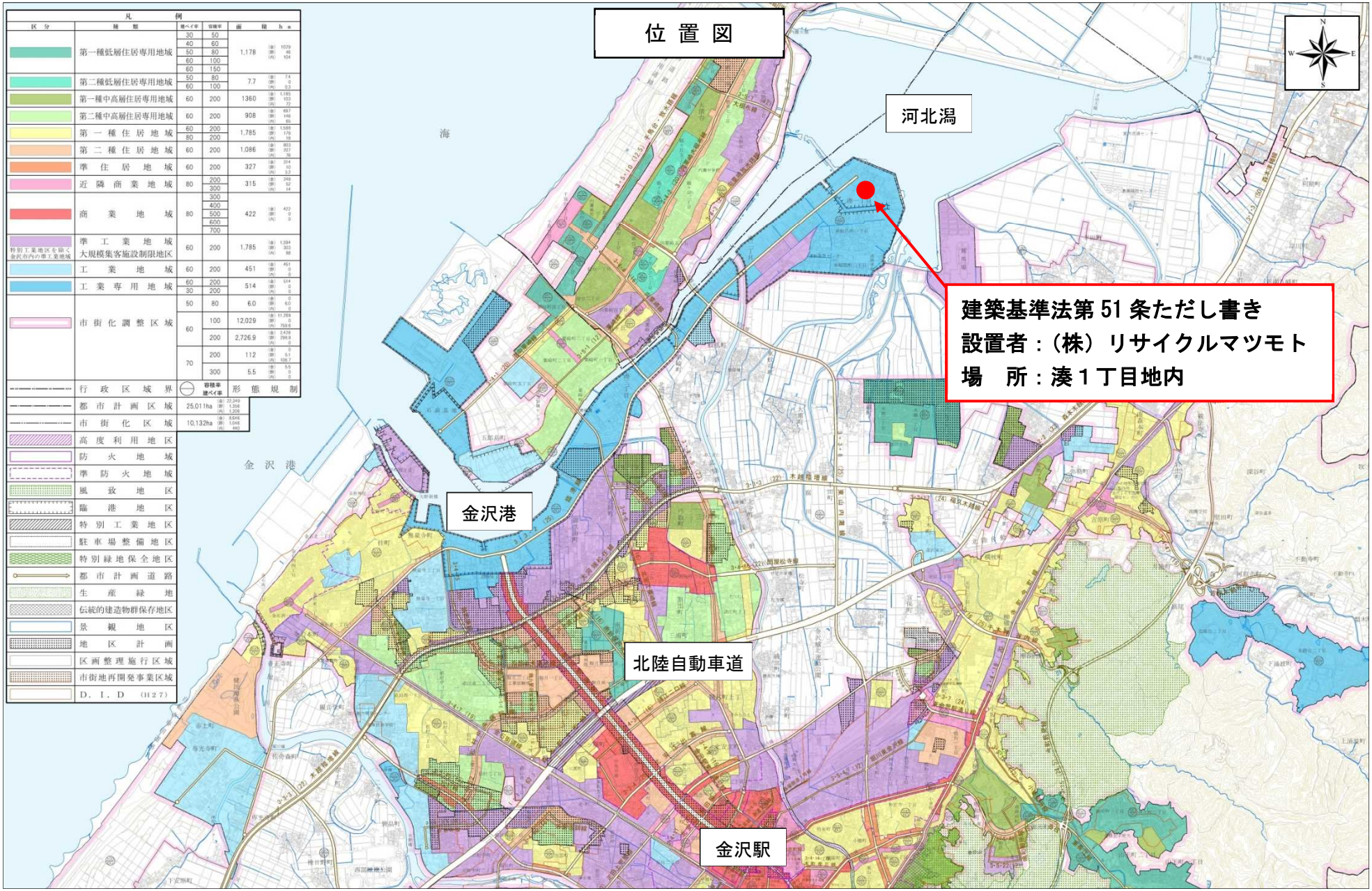
位 置 図
河北潟
海
金沢港
金 沢 港
北陸自動車道
金沢駅
建築基準法第 51 条ただし書き
設置者：（株）リサイクルマツモト
場　所：湊１丁目地内
凡　例
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
市街化調整区域
行政区域界
都市計画区域
市街化区域
高度利用地区
防火地域
準防火地域
風致地区
臨港地区
特別工業地区
駐車場整備地区
特別緑地保全地区
都市計画道路
生産緑地
伝統的建造物群保存地区
景観地区
地区計画
区画整理施行区域
市街地再開発事業区域
D．I．D（H27）
容積率 建ぺイ率
形態規制

議案第４１１号

位 置 図
大野川
河北潟
（株）リサイクルマツモト
市道:幅員 10.15m
幅員：約 25m
（（都）臨港線）
（都）臨港線：幅員約 25m
（搬出口・前面道路）
幅員：10.15m
（搬入口・前面道路）
石川県運転免許センター

議案第４１１号

解体材処理工場（既存）

配 置 図